

第29回 河川保全利用委員会(琵琶湖河川事務所)の開催報告

平成22年6月1日(火)に「第29回 河川保全利用委員会(琵琶湖河川事務所)」を開催しました。

今年度は守山市が占用する「野洲川川田河川公園」と「野洲川小浜河川公園」が審議の対象となっており、現地調査を行った後、これらの占用継続許可申請にかかる河川管理者からの説明と委員による審議を行いました。



▲現地調査

開催日時:平成22年6月1日(火) 13:30~17:00

場 所:ライズヴィル都賀山 会議室「アイリス」

参加者数:委員6名 河川管理者3名 事務局2名 傍聴者13名

議事次第

1. 現地調査
2. 開会
3. 河川管理者からの報告
4. 議事
 - 1)第28回委員会活動の整理事項
 - 2)小浜河川公園及び川田河川公園に関する申請説明書の説明
 - 3)審査結果一覧表の説明
 - 4)小浜河川公園及び川田河川公園の更新申請についての審議
5. 一般傍聴者からの意見聴取
6. 閉会

配布資料

- ・議事次第
- ・第28回河川保全利用委員会 議事骨子整理表
- ・第28回河川保全利用委員会 審議事項の整理表
- ・前回意見書
- ・審査結果一覧表
- ・今後のスケジュールについて

審議の概要

◇小浜河川公園及び川田河川公園に関する審議

会議の冒頭で、前年度に審議をした「野洲川ふれあい広場」について、河川管理者から意見書交付後の処理経過(5年間の更新許可)の報告がありました。

続いて、河川管理者から今回の審議対象である川田河川公園と小浜河川公園のそれぞれの申請説明書と審査結果一覧表の内容について、説明がありました。

これらの公園は過去に二度の審議を経ており、これまでの審議で、河川敷利用の基本理念・基本方針である「川でなければできない利用、川に活かされた利用」にそぐわないスポーツ施設等は廃止又は縮小すべきという考えから、前回の意見書に明記した「代替地の確保または規模の縮小の検討」を具体的に行われているかという点に着目しました。

川田河川公園については、代替地の調査・規模の縮小の検討の結果、用地取得に莫大な費用が必要であったり、既存施設の利用が出来ない等の理由で困難であり、小浜河川公園については、周辺農地が農業振興地域の農業区域であるため転用が出来ず代替地の確保は困難であるが、地元との協議の結果、規模の縮小が可能であることが説明されました。

委員による審議では、審査結果一覧表に基づいて内容を確認されましたが、今回出された意見や質問は以下のとおりでした。

- 川田河川公園の多目的広場はあまり利用されていないのではないかと。本当に必要なものなのか。
- 多目的広場の「多目的」とは具体的に何なのか。
- 小浜河川公園の下流で整備されている「ヨシ帯」へのアプローチ基地として利用する考えはある程度評価しても良いのではないかと。
- 現地調査の結果、安全面で改善すべき所が何点かある。



▲ 第29回河川保全利用委員会

代替地調査については一定の評価をし、今後は審査結果一覧表により各委員からの意見を収集して、次回の委員会で意見書の検討を進めることとしました。

◇一般傍聴者からの意見について

- 地名は正しく読んでいただきたいとのご指摘がありました。（小浜=こばま、川田=かわた、立入=たていり）

今後の委員会開催予定

● 第30回委員会

日 時：平成22年6月28日(月) 9:30～12:30 場 所：ライズヴィル都賀山 会議室「アイリス」

■ 主な審議内容

川田河川公園と小浜河川公園の更新申請に係る意見書(案)の審議

※審議内容については、進行の都合上、変更する場合があります。

河川保全利用委員会(琵琶湖河川事務所)

委員会ニュース

第31号 2010年6月発行

【編集・発行】河川保全利用委員会(琵琶湖河川事務所)

【連絡先】国土交通省 近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所 占用調整課

〒520-2279 滋賀県大津市黒津4-5-1

TEL:077-546-0904 FAX:077-546-6840

ホームページ●<http://www.biwakokasen.go.jp/kasen-hozen/>

E-mail●info@biwakokasen.go.jp

「河川保全利用委員会」とは、公園など河川敷を占用する施設の新設・更新の許可にあたって、河川環境の保全・再生を重視する観点から、個々の案件毎に学識経験者等の意見を聴いて判断するために設置されたものです。